

すべてのいのちに、よろこびを。

第73期 定時株主総会 招集ご通知



日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

インターネット・郵送による議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時



場所

大阪府摂津市千里丘新町3番26号
本社 1階ホール

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）



決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

インターネットまたは書面（郵送）により議決権行使ができます。ぜひ、ご利用ください。（3頁から4頁をご参照ください。）

また、本総会当日は、インターネットにより同時中継をご覧いただけます。詳細は、同封の「第73期定時株主総会に関するご案内」をご参照ください。

なお、ご来場の株主さまへの粗品の配付はございません。



ニプロ株式会社

証券コード：8086



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/8086/>



第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nipro.co.jp/ir/stock/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8086/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ニプロ」または「コード」に当社証券コード「8086」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、インターネットまたは書面（郵送）により、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

また、本総会当日は、インターネットにより同時中継いたします。詳細は、同封の「第73期定時株主総会に関するご案内」をご確認ください。

敬 具

記

1. 日 時	2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	大阪府摂津市千里丘新町3番26号 本社 1階ホール （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項 報告事項

決議事項

1. 第73期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットと書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使といたします。
- (4) インターネットまたは書面（郵送）で事前に議決権を行使された方が株主総会にご出席された場合は、当該事前の議決権行使は、これを撤回したものとして取り扱います。
- (5) 議決権の行使に関する詳細は3頁から4頁をご参照ください。

以 上

◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◆書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令および当社定款の規定に基づき、以下に掲げる事項を除いております。

①事業報告の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 ③連結計算書類の連結注記表

④計算書類の株主資本等変動計算書 ⑤計算書類の個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◆電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年 6月26日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時）

場所 本社 1階ホール

※ ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

2 インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」を入力する方法、またはQRコードを読み取る「スマート行使」による方法のいずれかでログインし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2026年 6月25日（木曜日）午後5時まで

詳細は次頁をご覧ください

3 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

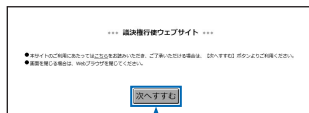
行使期限 2026年 6月25日（木曜日）午後5時必着

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

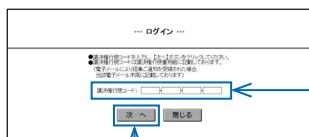
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

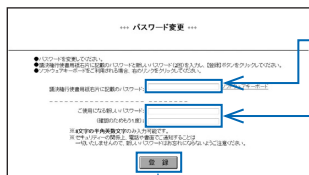
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

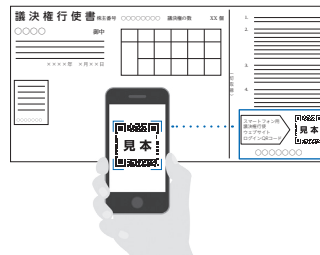
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

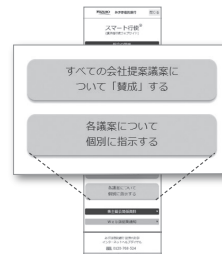
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

新たな経営体制の構築に即して、株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会および取締役会の招集権者および議長の定めに関し、所要の変更を行うものであります。

また、2025年6月開催の第72期定時株主総会において、剰余金の配当の決定機関を取締役会とする体制としたことを踏まえ、配当事務の円滑化を図るべく、基準日に関する定めを設けるとともに、語句の修正、規定の明確化を図る観点から、所要の変更を行うものであります。

なお、当該変更は、従来の剰余金の配当等の決定機関を変更するものではありません。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第15条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故または差し支えあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	(招集権者および議長) 第15条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会が定めた取締役がこれを招集し議長となる。当該取締役に事故または差し支えがあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u>
(員 数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>20</u> 名以内とする。	(員 数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。
(取締役会の招集) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し議長となる。代表取締役に事故または差し支えあるときは取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	(取締役会の招集) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し議長となる。当該取締役に事故または差し支えあるときは取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u>
2. (記載省略)	2. (現行どおり)
3. (記載省略)	3. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(剰余金の配当等) 第38条 当社は、<u>会社法第459条に基づき、</u> <u>剰余金の配当、その他の剰余金の処分につい</u> <u>ては、取締役会の決議によってこれを行うこ</u> <u>とができる。</u> (中間配当) 第39条 当社は、<u>取締役会の決議によって毎</u> <u>年9月30日現在の最終の株主名簿に記載ま</u> <u>たは記録された株主または登録株式質権者に</u> <u>対し、中間配当を行うことができる。</u> (新設)	(剰余金の配当等) 第38条 当社は、剰余金の配当、その他の剰 余金の処分等<u>会社法第459条第1項各号に掲</u> <u>げる事項</u>については、取締役会の決議によっ てこれを行うことができる。 (削除) (剰余金の配当の基準日) 第39条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年3</u> <u>月31日とする。</u> 2. 当社の<u>中間配当の基準日は、毎年9月30</u> <u>日とする。</u> 3. 前2項のほか、<u>基準日を定めて剰余金の配当</u> <u>をすることができる。</u>

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（18名）は任期満了となり、西田健一氏、中村秀人氏、宮住悟一氏、貞廣衝氏、二階堂拓氏、西迫英之氏、米田淳氏、田中良子氏、嶋森好子氏および串田ゆか氏の10名はこれを機に退任いたします。

つきましては、コーポレート・ガバナンスの強化および、取締役会における機動的な意思決定のための体制構築を目的として、取締役数を9名減員し、新任取締役1名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者は指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定しております。本議案が承認され、各候補者が取締役に就任した場合は、全取締役に占める社外取締役の割合は、引き続き3分の1以上となります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	さ の よし ひこ 佐 野 嘉 彦 (1945年1月16日) 再 任	1975年11月 株式会社ニプロ入社 1993年 2月 同社取締役営業副本部長 2000年 6月 同社取締役営業本部長 2000年 6月 当社取締役 2001年 4月 当社取締役国内事業部副事業部長 2006年 6月 当社常務取締役国内事業部長 2012年 5月 当社代表取締役社長兼国内事業部長 2012年 6月 当社代表取締役社長兼材料事業部長 2012年10月 当社代表取締役社長 2025年 6月 当社代表取締役会長（現任） ●取締役候補者とした理由 長年にわたり当社経営の中枢を担い、代表取締役社長として当社グループの持続的成長をけん引してきました。 特に、研究開発・技術を中核に据えた事業運営と、営業・マーケティングを含む全社的視点での経営判断を両立させてきた実績は、医療機器・医薬品という投資先行型産業においてきわめて重要です。 2025年の会長就任後は、執行から一定の距離を置いた立場で、経営全般に対する助言・監督を行っており、取締役会における審議の効率化と実効性の向上に貢献しています。これらの実績を踏まえ、引き続き中長期的な企業価値向上に資する人材であることから再任をお願いするものです。	124,365株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
2	やま ざき つよ し 山 崎 剛 司 (1968年3月30日) 再 任	1991年 4月 当社入社 2009年 2月 当社国際事業部ニプロブランド営業部長代理 2009年 6月 当社取締役国際事業部ニプロブランド営業部長 2012年 4月 当社取締役国際事業部国際営業部長 2014年 1月 当社取締役国際事業部グローバル戦略部長 2014年 7月 当社取締役MP 硝子事業部長 2015年 1月 当社取締役MP 硝子事業部長 兼グローバル戦略室長 2016年 4月 当社取締役ファーマパッケージング事業部長 兼グローバル戦略室長 2018年 4月 ニプロヨーロッパグループカンパニーズN.V. 代表取締役社長 2018年 6月 当社常務取締役ファーマパッケージング事業部長 兼グローバル戦略室長 2020年 4月 当社常務取締役ファーマパッケージング事業部長 2020年 6月 当社常務取締役国際事業部長 兼グローバル戦略本部長 兼ファーマパッケージング事業部担当常務 2021年 5月 当社常務取締役国際事業部長 兼ファーマパッケージング事業部担当常務 2023年 7月 当社専務取締役国際事業統括国際事業部長 兼ファーマパッケージング事業部担当専務 2025年 6月 当社代表取締役社長（現任） ●取締役候補者とした理由 当社の国際事業部門を中心に15年以上にわたりグローバル事業を管掌し、海外売上高比率を拡大するなど、当社の国際展開を力強く推進してきました。長期にわたる海外勤務およびマネジメント経験を通じ、各国の市場環境、商習慣および規制に関する高度な知見と経験を有しています。 2025年の社長就任後は、迅速な意思決定と確実な実行力をもって経営を主導し、当社の経営基盤の強化に大きく貢献しております。 これらの実績を踏まえ、引き続き取締役として当社の持続的成長および企業価値向上をけん引する役割が期待できる人材であることから再任をお願いするものです。	19,267株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	よ ち たけ ひと 余 語 岳 仁 (1968年10月28日) 再 任	1996年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2000年 4月 公認会計士登録 2004年 3月 株式会社グッドマン（現 ニプロバスキュラー株式会社）内部監査室室長 2004年11月 同社経営企画室室長 2005年 2月 同社執行役員経営企画室室長 2006年 9月 同社取締役管理本部長 2009年 1月 同社取締役生産統括本部統括本部長 兼管理統括本部統括本部長 2009年10月 同社代表取締役社長 2015年 6月 当社取締役経営企画本部副本部長兼経営企画部長 2016年 2月 当社取締役経営企画本部長兼経営企画部長 2018年 6月 当社常務取締役経営企画本部長兼経営企画部長 2020年 4月 当社常務取締役経営企画本部長 2023年 7月 当社専務取締役財務企画統括経営企画本部長 2023年11月 当社専務取締役管理統括経営企画本部長 2025年 6月 当社専務取締役最高財務責任者（現任） ●取締役候補者とした理由 公認会計士としての高度な専門性に加え、上場企業における代表取締役社長の経験と、当社専務取締役として、長年にわたり経営に参画してきた実績を通じ、財務・資本政策・ガバナンス分野において中核的な役割を果たしてきました。以上の点を踏まえ、引き続き取締役として当社の経営体制を支える重要な人材であることから再任をお願いするものです。	8,547株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
4	みの うら 箕 浦 (1972年10月12日) きみ ひと 公 人 再 任	1995年 4月 当社入社 2005年 4月 当社経理企画部企画管理課長 2009年 6月 当社取締役企画管理部長 2014年 7月 当社取締役経営企画本部長兼経営企画部長 2015年 6月 当社取締役経営企画本部長 兼企画開発技術事業部商品企画本部長 2016年 2月 当社取締役企画開発技術事業部商品企画本部長 2017年 4月 当社取締役新規事業開発本部長 2018年 4月 当社取締役セル商品事業部長 兼新規事業開発本部長 2018年 6月 当社常務取締役セル商品事業部長 兼新規事業開発本部長 2018年 8月 当社常務取締役再生医療事業部長 兼新規事業開発本部長 2022年 9月 当社常務取締役再生医療事業部長 兼事業推進本部長兼新規事業開発本部長 2024年 4月 当社常務取締役再生医療事業部長 兼事業推進本部長兼事業管理本部長 兼新規事業開発本部長 2025年 6月 当社常務取締役バリューエンジニアリング統括 兼再生医療事業部担当常務兼グループDX企画室 長兼新規事業開発本部長 2025年10月 当社常務取締役バリューエンジニアリング統括 兼グループDX企画室長兼新規事業開発本部長 2026年 5月 当社常務取締役バリューエンジニアリング統括 兼グループDX企画室長（現任） ●取締役候補者とした理由 経営企画、新規事業開発、再生医療事業など当社の中核領域を幅広く歴任し、事業全体に対する深い理解を有しています。現在も業務改革、バリューエンジニアリングおよびDX領域を管掌し、全社的な生産性向上と成長基盤の強化を推進しています。これらの点を踏まえ、当社の企業価値向上に資する人材であることから再任をお願いするものです。	32,159株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
5	おお やま やすし 大山 靖 (1962年12月14日) 再 任	2003年 3月 当社入社 2009年 4月 当社国内事業部商品開発営業本部バスキュラー商品開発営業部部長代理 2011年 4月 当社国内事業部商品開発営業本部バスキュラー商品開発営業部長 2013年 2月 当社国内事業部バスキュラービジネスユニット部長 2013年 6月 当社取締役国内事業部バスキュラービジネスユニット部長 2014年10月 当社取締役企画開発技術事業部バスキュラービジネスユニット部長 2015年 4月 当社取締役バスキュラー事業部長 2015年 6月 株式会社グッドマン（現 ニプロバスキュラー株式会社）代表取締役社長 2018年 4月 当社取締役バスキュラー事業部長 兼バスキュラー商品開発営業本部長 2018年 6月 当社常務取締役バスキュラー事業部長 兼バスキュラー商品開発営業本部長 2024年 4月 当社常務取締役バスキュラー事業部長 2026年 4月 当社常務取締役グローバルイノベーション統括本部長兼バスキュラー事業担当常務（現任） ●取締役候補者とした理由 当社のバスキュラー事業において、研究開発から営業・マーケティングまでを一貫して管掌し、同事業の成長・拡大に大きく貢献してきました。 加えて、子会社代表取締役社長としての経営経験も有し、事業経営と現場実務の両面に精通しております。 これらの実績を踏まえ、専門性の高い事業領域において、引き続き当社事業の強力なけん引役に資する人材であることから再任をお願いするものです。	22,140株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
6	はっ とり とし あき 服 部 利 昭 (1954年6月3日) 再 任 社 外 独 立	2000年 1月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行） 香里支店長 2002年 3月 株式会社りそな銀行大正支店長 2004年 6月 株式会社トーアミ管理本部総務部長 2006年 6月 同社取締役総務部長 2008年 6月 同社常務取締役管理本部長兼総務部長 2012年 6月 同社常務取締役管理本部長兼総務部長兼経理部長 2020年 6月 同社常務取締役退任 2022年 6月 当社社外取締役（現任） 2026年 4月 当社指名報酬委員会委員（現任） ●社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 金融機関および上場企業における長年の経験を通じ、財務・資本政策およびリスクマネジメント分野において高い専門性を有しており、資本市場と経営の双方を踏まえた経営監督が可能です。これらの経験を踏まえ、独立した立場から当社の経営健全性およびリスク管理体制の強化に貢献が期待されるため、社外取締役候補者としました。 また、2026年4月より新しく設置された指名報酬委員会においては委員として、客観的・中立的な立場から審議がなされるようその責務を果たしております。	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
7	よし もり とし かず 吉 森 俊 和 (1951年11月8日) 再 任 社 外 独 立	1998年 4月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行） 築地支店長兼月島支店長 2000年 4月 同行新橋東支店長 2002年 4月 同行銀座法人営業部長 2002年11月 ホウライ株式会社顧問 2002年12月 同社取締役保険事業本部長兼不動産事業本部長 2003年10月 同社常務取締役社長室長兼保険事業本部長 兼不動産事業本部長 2008年12月 同社専務取締役兼専務執行役員総合企画部長 兼保険事業本部長兼保険事業本部東京保険部長 兼経理部担当兼システム室担当 2012年 8月 同社専務取締役兼専務執行役員保険事業本部長 兼保険事業本部東京保険部長兼総合企画部担当 兼経理部担当兼システム室担当 2013年12月 室町建物株式会社顧問 2014年10月 全国健康保険協会理事 2015年 4月 中央社会保険医療協議会委員 2021年10月 介護保険部会委員・介護給付費分科会委員・社 会保障審議会専門委員 2024年 6月 当社社外取締役（現任） 2026年 4月 当社指名報酬委員会委員（現任） ●社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 上場企業における経営経験に加え、金融機関および公的機関での実務経験を有し、財務・システム分野・事業部門に関する幅広い知見を有しております。特に、医療制度を取り巻く規制の枠組みや環境への理解は、医療分野にかかわる当社においても重要な監督要素となっています。 以上の経験を踏まえ、独立した立場から、引き続き当社の経営監督機能の一層の強化に貢献が期待されるため、社外取締役候補者としました。 また、2026年4月より新しく設置された指名報酬委員会においては委員として、客観的・中立的な立場から審議を行い、その責務を果たしております。	732株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
8	いま いずみ やす ひこ 今 泉 泰 彦 (1956年9月27日) 再 任 社 外 独 立	2008年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）執行役員名古屋営業部長 2010年 4月 同行常務執行役員営業担当役員 2012年 4月 同行常務執行役員営業店副担当役員 2013年 4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ副社長 執行役員大企業法人ユニット、事業法人ユニット、金融・公共法人ユニット担当副社長 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員大企業法人ユニット、事業法人ユニット、金融・公共法人ユニット担当副頭取 株式会社みずほコーポレート銀行取締役副頭取（代表取締役）兼副頭取執行役員大企業法人ユニット、事業法人ユニット、金融・公共法人ユニット担当副頭取 2013年 7月 株式会社みずほ銀行取締役副頭取（代表取締役）兼副頭取執行役員大企業法人ユニット、事業法人ユニット、金融・公共法人ユニット担当副頭取 2014年 4月 みずほ証券株式会社取締役副社長（代表取締役）兼副社長執行役員法人営業統括副社長 2016年 4月 同社取締役会長 2018年 6月 新日鉄興和不動産株式会社（現 日鉄興和不動産株式会社）取締役副社長 兼副社長執行役員営業推進本部長 2019年 4月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 2023年 4月 同社取締役相談役 2023年 6月 同社相談役 2023年 6月 日本精線株式会社社外取締役（現任） 2024年 6月 当社社外取締役（現任） 2024年 7月 株式会社構造計画研究所ホールディングス社外取締役（現任） 2026年 4月 当社指名報酬委員会委員（現任） 重要な兼職の状況 日本精線株式会社社外取締役 株式会社構造計画研究所ホールディングス社外取締役 ●社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 大手金融機関および事業会社において代表取締役を務めるなど、長年にわたる豊富な経営経験を有しております。 財務・資本政策、ならびにコーポレート・ガバナンス分野において高度な専門性を備え、これまで当社に対し実践的かつ客観的な立場から経営監督を行ってきました。 これらの経験と実績を踏まえ、当社が志向するガバナンスのさらなる高度化に貢献することが期待されるため、社外取締役候補者となりました。 また、2026年4月より新しく設置された指名報酬委員会においては委員として客観的・中立的な立場から審議を行い、その責務を果たしております。	732株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
9	た な か い と う み か こ 田中(伊東) 美華子 (1967年10月28日) 新 任 社 外 独 立	1991年 1月 The Procter&Gamble Company Global Business Unit Asia Pacific 製造ITグループマネージャー 2000年 6月 General Electric Aircraft Engine Japan (現 GE Aerospace Japan) IT Director 2002年 6月 Johnson&Johnson IT Manager 2004年 6月 Tiffany&Co. IT統括部長 Sr Director 2008年11月 日本ロレアル株式会社 IT統括部長兼危機管理室長 2018年 1月 アストラゼネカ株式会社JapanCIO執行役員 2021年 1月 オリックス株式会社理事 オリックス自動車株式会社CIO執行役員 レンテック株式会社CIO執行役員 2022年 9月 アクセンチュア株式会社テクノロジーコンサルティグマネージングディレクター 2025年10月 ガートナージャパン株式会社コンサルティグマネージングパートナー (退任予定) ●社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 上場企業およびグローバル企業においてCIO (Chief Information Officer) として長年にわたりIT・デジタル戦略を主導し、DX (Digital Transformation) およびサイバーセキュリティ分野における高度な専門性を備えています。また、災害時の事業継続対応や全社的なリスクマネジメントに携わった経験を有しており、これらの知見を活かしたIT、サイバーセキュリティおよびリスク管理体制の強化への貢献が期待されます。加えて、経営層としての視点と高い専門性を併せ持ち、独立した立場から客観的かつ実践的な助言・監督を行うことができることが期待されることから、社外取締役候補者となりました。	一株

- (注) 1. 各候補者と会社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、2026年4月30日現在におけるニプロ役員持株会を通じての保有分を含めて記載しております。
3. 服部利昭氏、吉森俊和氏、今泉泰彦氏および田中(伊東)美華子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 服部利昭氏、吉森俊和氏および今泉泰彦氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって服部利昭氏は4年、吉森俊和氏および今泉泰彦氏は2年となります。
5. 当社は、服部利昭氏、吉森俊和氏および今泉泰彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、3氏の再任が承認され就任した場合は、当社は、3氏との当該契約を継続する予定であります。
- また、田中(伊東)美華子氏の選任が承認され就任した場合は、同法に基づく同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約の保険料は、当社が全額負担し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および訴訟費用等について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
7. 服部利昭氏、吉森俊和氏および今泉泰彦氏は、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしております。株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、3氏の再任が承認され就任した場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
- また、田中(伊東)美華子氏も、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしており、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、選任が承認され就任した場合には、新たに独立役員として届け出る予定であります。
8. 田中(伊東)美華子氏の氏名は、旧姓を使用しており、括弧内に戸籍上の氏名を記載しております。

<ご参考>スキルマトリックス

当社の取締役および監査役が有する知識・経験・能力等（第73期定時株主総会終結後の予定）

	氏名	地位	性別	経営	ESG (サステナビリティ)	生産・ 品質	研究開発・ 技術	営業・ マーケティング	グローバル	DX・IT・ デジタル	財務・ 会計	法務・倫理・ リスク管理
1	佐野 嘉彦	取締役	男性	◎			◎	○				
2	山崎 剛司	取締役	男性	◎				◎	◎			○
3	余語 岳仁	取締役	男性	◎	◎						◎	○
4	箕浦 公人	取締役	男性	◎	○				○	○		
5	大山 靖	取締役	男性	○			◎	◎				
6	服部 利昭	社外取締役	男性	○	○						◎	○
7	吉森 俊和	社外取締役	男性	◎						○	◎	○
8	今泉 泰彦	社外取締役	男性	◎	○						◎	
9	田中 (伊東) 美華子	社外取締役 (新任)	女性			○			○	◎		◎
10	野宮 孝之	監査役	男性								○	◎
11	森本 利信	監査役	男性				○	○				◎
12	柳ヶ瀬 繁	社外監査役	男性			○	◎					○
13	秋國 仁孝	社外監査役	男性	○					○		◎	

- (注) 1. 取締役および監査役が知識・経験・能力を有する分野を記載しておりますが、取締役および監査役が有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。なお、○は深い知識・経験・能力を有する分野を、◎は特に深い知識・経験・能力を有する分野を示します。
2. 当社は、医療機器、医薬品、硝子製品等の製造販売を主な事業とし、全世界の市場に向けた積極的な事業展開を指向しております。事業規模の拡大に伴う多角的、専門的な素養とジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性とを両立した経営陣幹部の存在を必要としております。これら経営陣幹部が業務執行の責任者（取締役）として、所管事業を推進する役割と責務を担うことにより、会社の持続的成長と企業価値の向上が図れるものと認識しており、当社取締役および監査役にふさわしい人物かどうかを経営、財務会計、法務、研究開発、人材教育等の知識・経験・スキル等を踏まえて、候補者に指定しております。また、独立社外取締役には他社での企業経営経験を有する者を含めるものとし、幅広い視点から経営に対する的確な提言・助言を行うことのできる者を候補者に指定しております。
3. 服部利昭氏、吉森俊和氏および今泉泰彦氏については、取締役会決議により指名報酬委員会の委員に選任予定となります。
4. 取締役・監査役に必要とされるスキル・キャリア・専門性は、事業環境の変化および経営方針の変更に応じて見直してまいります。

スキルの各項目の選定理由は以下のとおりです。

スキル項目	選定理由	経営戦略との関係
経営	当社グループ各社のほか、他企業における経営経験を有すること で、経営に期待される高度な判断と監督的機能を適切に果たす とともに、事業環境が急速に変化するなか、機動的に経営を舵取り しつつ、事業活動を通じた社会貢献および事業の持続的な成長・ 発展の実現を目指すため。	戦略全般
ESG（サステナビリティ）	環境に配慮した製品・サービスの提供と、省エネ・節電などのエ ネルギー使用の削減・効率化に向けた事業活動を通じて、社会の 発展と地球環境保全に貢献していくとともに、社は「意欲」をも って取り組むことができる人材の育成や活用の強化、一人一人が 能力を最大限発揮できる環境の整備、コンプライアンス体制の強 化等、持続可能性の高いビジネスモデルの構築のため。	サステナビリティ経営の推進、 成長事業投資、人材投資の強化
生産・品質	製造・出荷・アフターフォローまでの総合的な品質保証システム を構築し、医療現場や患者さまへ安全で信頼できる製品を安定的 に供給するため。	コア事業強化
研究開発・技術	創業以来、「意欲」を社是として掲げ、医療技術と創造革新をコン セプトに、これを必要とする全世界の人々の健康と福祉の向上 に伝えるべく真摯に事業活動を続け、医療現場や患者さまの必要 とする課題に応える独創的かつ使いやすい製品を生み出すため。	コア事業強化
営業・マーケティング	医療現場のニーズを的確に捉え、的確なターゲティングによる速 やかな市場導入を図り、革新的かつ高付加価値な製品の提供およ び販売情報提供活動を行い、販売力強化を図るため。	コア事業強化
グローバル	世界の人々の健康といのちを守る、真にグローバルな総合医療メ ーカーとして無限の可能性を追い求めるため、「地産地消」の考 え方にもとづき、製造および販売拠点の拡充により、世界の人々 に高品質な製品・サービスを提供し、より高品質な医療を提供す るため。	グローバル展開の強化
DX・IT・デジタル	経営を効率的かつ迅速に支援するためのシステム構築、セキュリ ティの強化、情報インフラの整備、および医療現場における働き 方改革等を支えるDXを推し進めるため。	DX投資の加速
財務・会計	中期経営計画に掲げる主要KPIを達成するために財務の健全性を維 持し、成長投資を実現する財務戦略を策定および推進していくた め。	経営基盤の強化
法務・倫理・リスク管理	法令等・企業倫理の違反を含む、経営に重大な影響の及ぶおそれ のあるリスクを的確に認識・把握し、適切な対応策を講じること で、人の生命と健康の維持に直結する医療製品、サービスを提供 する企業として、安定供給を実現し、企業の社会的責任を果たす ことを基本方針とするリスクに強い企業体質を構築するため。	経営基盤の強化

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといいたします。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
さ の もと あき 佐野 元昭 (1962年4月21日) 社 外 独 立	2009年 3月 株式会社サカイ（現 株式会社SKテック）電子部部長 2017年 6月 同社取締役電子部部長 2022年 5月 同社取締役電子部部長退任 2022年 5月 同社電子部部長補佐（現任） ●補欠の社外監査役候補者とした理由 前職で培った優れた見識、豊富な経験を有し、客観的な立場から当社の監査業務、経営管理に適切な指導、監督が期待されるため、補欠の社外監査役候補者といいたしました。	一株

- (注) 1. 候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐野元昭氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 佐野元昭氏は、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしております。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任することとなった場合には、独立役員として届け出る予定であります。
4. 佐野元昭氏が監査役に就任することとなった場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約の保険料は、当社が全額負担し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用等について、当該保険契約により填補することとしております。佐野元昭氏が監査役に就任することとなった場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案

退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

2025年6月26日任期満了で当社取締役を退任された吉岡清貴氏、増田利明氏、小林京悦氏、佐野一彦氏および芳田豊司氏の5名、ならびに、本総会終結をもって任期満了により退任となる、西田健一氏、中村秀人氏、宮住悟一氏、貞廣衛氏、二階堂拓氏、西迫英之氏および米田淳氏の7名の計12名に対し、在任中の労に報いるため、貢献度、在任期間等を勘定し支給する当社規程に従い一定の基準による相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈したいと存じます。本議案においては、総額1億9,920万円として、具体的な贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案の内容は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針および当社規程に沿って、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定しており、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴			支給予定額(万円)
よしおか きよたか 吉岡 清貴	2006年 6月	当社取締役就任		3,440
	2012年 6月	当社常務取締役就任		
	2023年 7月	当社専務取締役就任		
	2025年 6月	当社取締役退任		
ますだ としあき 増田 利明	2008年 6月	当社取締役就任		3,160
	2012年 6月	当社常務取締役就任		
	2025年 6月	当社取締役退任		
こばやし きょうえつ 小林 京悦	2009年 6月	当社取締役就任		2,900
	2014年 4月	当社常務取締役就任		
	2025年 6月	当社取締役退任		
さ の かずひこ 佐野 一彦	2010年 6月	当社取締役就任		2,520
	2018年 6月	当社常務取締役就任		
	2025年 6月	当社取締役退任		
よしだ とよし 芳田 豊司	2010年 6月	当社取締役就任		2,100
	2025年 6月	当社取締役退任		
にしだ けんいち 西田 健一	2010年 6月	当社取締役就任		2,720
	2018年 6月	当社常務取締役就任（現任）		
	2026年 6月	当社取締役退任予定		
なかむら ひでと 中村 秀人	2009年 6月	当社取締役就任（現任）		2,380
	2026年 6月	当社取締役退任予定		
みやずみ ごいち 宮住 悟一	2025年 6月	当社取締役就任（現任）		140
	2026年 6月	当社取締役退任予定		

氏 名	略 歴			支給予定額(万円)
さだひろ 貞廣	かなめ 衝	2025年 6月 2026年 6月	当社取締役就任（現任） 当社取締役退任予定	140
にかいどう 二階堂	たく 拓	2025年 6月 2026年 6月	当社取締役就任（現任） 当社取締役退任予定	140
にしざこ 西迫	ひでゆき 英之	2025年 6月 2026年 6月	当社取締役就任（現任） 当社取締役退任予定	140
よねだ 米田	あつし 淳	2025年 6月 2026年 6月	当社取締役就任（現任） 当社取締役退任予定	140

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期における経済情勢は、インフレ圧力の鎮静化を背景に、欧米を中心として金融引締めから緩和へと政策転換が進みつつあります。一方、中東情勢によるエネルギー供給や物流網への影響が懸念されるなど、地政学的リスクや通商政策を巡る不確実性が引き続き景気の下押し要因となり、先行き不透明な状況です。わが国経済においては、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復が下支えとなる一方、物価上昇による個人消費の伸び悩みや、金融政策正常化に伴う金利上昇への警戒感から、景気は力強さを欠く状態で推移しました。

このような環境の下、当社グループは患者さんや医療従事者の目線に立脚し、世界中の人々の「健康でありたい」という願いの実現に向けて、医療関連、医薬関連、ファーマパッケージング、それぞれの事業で培った技術やソリューションを最適な形態で提供することに継続して取り組んでまいりました。

当期の連結売上高は、国内市場では、販売価格の適正化に加え、注射剤など高需要製品の出荷数量の増加により増収となりました。海外市場においては、重点市場に対し積極的なプロモーションを展開し、各地域特性に応じた戦略の実行により販売は好調に推移しました。これらにより、連結売上高は前期比2.5%増の6,605億38百万円となりました。

原材料や労務費単価の上昇が継続するなか、生産効率の改善や操業度の向上を通じて、単位当たり製造コストの低減に取り組みました。また、新規製造ラインの稼働が供給量の増加に寄与した結果、売上総利益は前期比で増加しました。販売費および一般管理費は、運送費の高騰や海外事業拡大に伴う販売体制の拡充等により増加したものの、その増加分を売上総利益の増加により吸収し、営業利益は前期比41.5%増の376億24百万円となり、増収増益を達成しました。

経常利益は、支払利息が前期比で増加したものの、為替差損は前期比で減少となった結果、前期比82.3%増の197億21百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、連結子会社取得に伴う段階取得に係る差益51億11百万円の計上および再生医療事業の研究・製造拠点の固定資産売却益の計上により、前期比164.1%増の135億4百万円となりました。

当期におけるセグメント別の概況についてご報告申し上げます。

【医療関連事業】

(国内事業)

メディカル営業部門においては、注射針類、輸液関連製品の価格適正化に取り組んでまいりました。また、透析関連製品は、ヘモダイヤフィルタ（血液透析濾過器）の一部品目の出荷制限が解除

となり、部門全体の売上高は前期比で増加となりました。このほか、バスキュラー関連製品については薬剤溶出型カテーテル等の販売が順調に推移しました。

医薬営業部門においては、重点製品のシェア拡大および出荷制限品目数の削減に注力し、売上と収益の拡大に努めました。また、新規収載品の堅調な伸長も収益拡大に寄与いたしました。

(国際事業)

国際事業においては、各国の腎臓医学会への参加を精力的に進めるとともにKOL(キー・オピニオン・リーダー)と連携し、幅広い透析関連製品のPRに注力するとともに、主要代理店および医療機関への学術支援および技術営業に注力、高付加価値製品の拡大を推し進めました。

米国では大手透析プロバイダーとの提携によりダイアライザやその他透析関連製品の販売が増加したほか、中国においては、集中購買制度下での落札により、ダイアライザの出荷数量が大幅に増加しました。また、欧州では高機能ダイアライザの販売が好調に推移しました。加えて、米国や中南米において透析装置の販売が好調に推移しました。

透析センタービジネスは、安定的な運営のもと、利益も堅調に推移いたしました。

バスキュラー関連製品は、超音波と近赤外線を併用した独自の血管内イメージングシステムの使用が、欧米をはじめアジア、中東、中南米で拡大しています。また、新タイプのスリッピング防止型バルーンカテーテルもアジアへの出荷が伸長しました。

(生産体制)

国内外の製造拠点においては、医療関連製品の需要増加に対応するため、生産能力拡張のための整備を継続しております。主力品であるダイアライザについては、当社大館工場で新たなラインが、2025年4月と12月にそれぞれ稼働開始しました。ベトナムの製造子会社では増改築工事が完工し、ダイアライザ生産設備の稼働に向け準備中です。

この結果、当事業の売上高は5,236億15百万円(前期比3.7%増)、セグメント利益(営業利益)は523億38百万円(前期比12.2%増)となりました。

【医薬関連事業】

医薬関連事業(医薬品受託製造事業)においては、売上面では選定療養制度(患者が後発医薬品ではなく先発医薬品を選択した場合に、その価格差の一部を自己負担とする制度)により一部の長期収載品については受注数量の減少がありましたが、抗がん剤が前期比で増加したほか、新規受託品の獲得により前期を上回りました。利益面ではシリンジ製剤の受託増加や、抗がん剤および新規受託品の出荷増加が大きく寄与しました。また、物価高騰に伴う原価上昇に対応するため、価格の適正化にも取り組みました。

この結果、当事業の売上高は811億7百万円(前期比2.5%増)、セグメント利益(営業利益)は120億96百万円(前期比13.8%増)となりました。

【ファーマパッケージング事業】

ファーマパッケージング事業においては、グローバル規模での生産体制の最適化を進めるとともに、高付加価値品の品質向上および販売促進活動に取り組んでまいりました。

国内においては、ガラス管および歯科領域向け製品、製剤専用医療機器（在宅自己注射セットなど）の販売が伸長し、増収増益となりました。しかしながら海外においては、バイオ医薬品関連の高付加価値ガラス管の販売が順調に推移したものの、主に欧米市場における医薬用ガラス容器の在庫過多の影響から減収減益となりました。一方で工場の閉鎖や生産集約、人員の最適化を実施するなど、生産体制の改革を進め、製造原価の低減を行いました。

この結果、当事業の売上高は546億87百万円(前期比7.7%減)、セグメント損失（営業損失）は15億85百万円（前年同期は2億72百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

【その他事業】

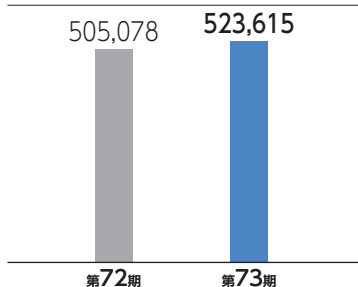
その他事業においては、不動産賃貸等による売上高が11億28百万円(前期比0.8%増)、セグメント利益(営業利益)は9億40百万円(前期比283.7%増)となりました。

■セグメント別売上高

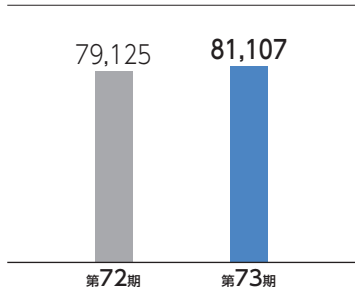
期 別 区 分	第 72 期 (2025年3月期)		第 73 期 (2026年3月期)		前期比 増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
医療関連事業	505,078百万円	78.3%	523,615百万円	79.3%	3.7%
医薬関連事業	79,125百万円	12.3%	81,107百万円	12.2%	2.5%
ファーマパッケージング事業	59,262百万円	9.2%	54,687百万円	8.3%	△7.7%
そ の 他 事 業	1,119百万円	0.2%	1,128百万円	0.2%	0.8%
合 計	644,586百万円	100.0%	660,538百万円	100%	2.5%

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

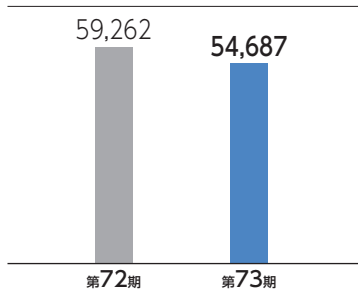
医療関連事業 (百万円)



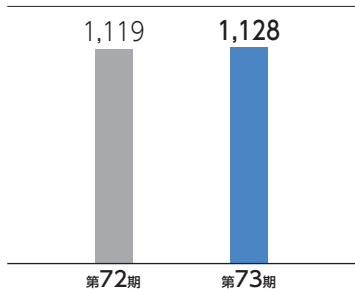
医薬関連事業 (百万円)



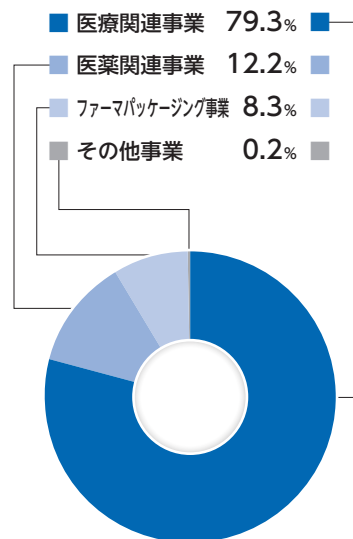
ファーマパッケージング事業 (百万円)



その他事業 (百万円)



第73期 セグメント別売上高構成比



(2) 設備投資の状況

当期は、安定供給体制の強化と生産能力の拡充を目的として設備投資を実施いたしました。

国内においては、当社大館工場におけるダイアライザ関連の新規ライン増設、ならびにニプロファーマ株式会社近江工場における一般注射剤棟の建設をいたしました。

海外においては、ニプロメディカルコーポレーションの米国ノースカロライナ州所在工場における製造設備拡張、透析センター内の装置拡充、ならびにニプロタイランドコーポレーションにおける製造設備増設など、総額710億94百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当期は、調達した資金を「社会的課題を解決する事業」に充当することを目的としたソーシャルローンにて207億円を調達し、2025年7月25日には第2回無担保公募劣後特約付社債（ソーシャル・ハイブリッド・ボンド）500億円を発行いたしました。当グループ事業は医療機器・医薬品等の安定供給という社会に必要不可欠な取り組みを通じて、世界中の人々の健康とQOL向上に貢献しています。調達資金を設備投資、研究開発に充当することにより、ソーシャルプロジェクトとして社会的課題の解決に資するものと考えています。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、中期経営計画の達成に向け、企業価値の向上と利益重視の経営を推進する中で事業や製品ごとのポートフォリオ管理の高度化や、成長投資の拡大に伴う投資回収およびキャッシュ・フロー管理の重要性が一層高まってきております。

こうした状況を踏まえ、当社グループが認識する主な課題は以下のとおりです。

①収益性の強化

売上の拡大に加え、高付加価値品へのシフトや、開発力強化によるニューノーマル製品の投入、ならびに作業効率および生産性向上によるコストの最適化を推進し、安定供給を維持しつつ、規模から質への転換を着実に進めることで、収益性の向上に取り組んでまいります。

②成長投資と資本効率向上の両立

将来の成長に必要な研究開発投資および設備投資を着実に実行しつつ、選択と集中を徹底し、中長期的な企業価値の向上に資する分野へ経営資源を重点的に配分してまいります。ROIC経営の考え方を取り入れ、資本コストを意識した投資判断および事業ポートフォリオ運営に取り組んでまいります。

③持続的成長を支える基盤の整備

中東情勢の不安定化を背景に、物流や原材料調達を中心としたサプライチェーンへの影響が懸念される中、当社グループは安定供給の確保を最重要課題として捉え、調達先および物流手段

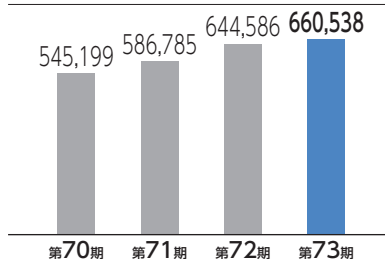
の多様化、適正な在庫水準の維持、行政や関係機関との連携強化により対応してまいります。
また、安定供給体制の強化に加え、人材育成、サステナビリティへの対応およびガバナンス体制の強化を推進します。さらに、キャピタルアロケーションを重視した経営により、営業キャッシュ・フローの最大化を図ることで、株主還元と財務健全性を向上につなげ、持続的な成長を支える経営基盤の確立に努めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

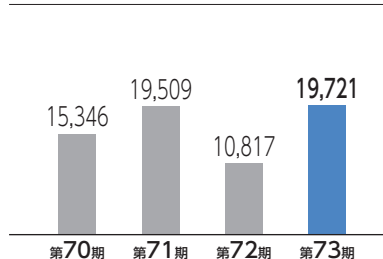
区 分 \ 期 別	第 70 期 (2023年 3 月期)	第 71 期 (2024年 3 月期)	第 72 期 (2025年 3 月期)	第 73 期 (2026年 3 月期)
売 上 高(百万円)	545,199	586,785	644,586	660,538
経 常 利 益(百万円)	15,346	19,509	10,817	19,721
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	4,574	11,109	5,113	13,504
1 株当たり当期純利益 (円)	28.05	68.12	31.36	82.80
総 資 産(百万円)	1,027,399	1,109,821	1,170,564	1,213,290
純 資 産(百万円)	242,173	269,788	311,621	334,772
1 株当たり純資産 (円)	1,265.00	1,426.56	1,547.82	1,680.71

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。また1株当たり純資産は、期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、発行済株式数については、自己株式を除いております。

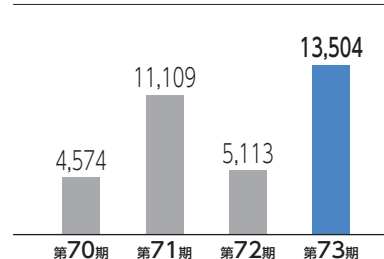
売上高 (百万円)



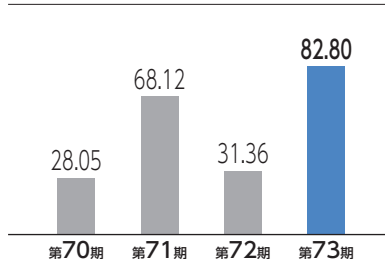
経常利益 (百万円)



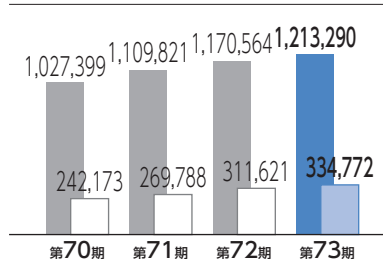
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



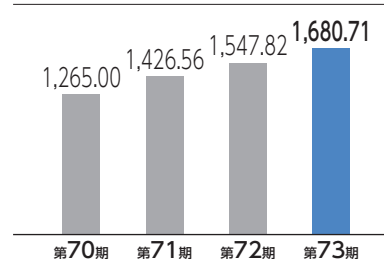
1株当たり当期純利益 (円)



総資産／純資産 (百万円) ■ 総資産 □ 純資産



1株当たり純資産 (円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ニプロ医工(株)	96百万円	100.00%	医療機器の製造
(株)グッドマン	100百万円	100.00%	医療機器の製造
ニプロタイランドコーポレーション	2,600百万バーツ	100.00%	医療機器の製造
ニプロインドネシア Private Limited	14,146百万印ルピー	100.00%	医療機器の製造
P.T. ニプロインドネシア J A Y A	153百万米ドル	96.84%	医療機器の製造
ニプロメディカルヨーロッパ N.V.	84百万ユーロ	100.00%	医療機器の販売
ニプロメディカルコーポレーション	254百万米ドル	100.00%	医療機器の販売
尼普洛貿易(上海)有限公司	173百万円	100.00%	医療機器の販売
インフラレデックス, Inc.	5米ドル	100.00%	医療機器の製造
尼普洛医療器械(合肥)有限公司	1,551百万円	100.00%	医療機器の製造
アバンテックヴァスキュラーコーポレーション	166百万米ドル	100.00%	研究開発
ニプロアジア P t e L t d .	31百万米ドル	100.00%	医療機器の販売
ニプロベトナムカンパニーリミテッド	4兆ドン	100.00%	医療機器の製造
ニプロファーマ(株)	8,669百万円	98.92%	医薬品の製造販売
全星薬品工業(株)	42百万円	50.12%	医薬品の製造販売
ニプロファーマ・ベトナム・リミテッド	23,613百万円	98.92%	医薬品の製造
ニプロファーマパッケージングアメリカス Corp.	0米ドル	100.00%	医療用硝子製品の製造販売
ニプロファーマパッケージングジャーマニー GmbH	32百万ユーロ	100.00%	医療用硝子製品の製造販売
ニプロファーマパッケージングフランス S.A.S.	49百万ユーロ	100.00%	医療用硝子製品の製造販売
尼普洛(中国)投資有限公司	2,050百万円	100.00%	統括 / 持株会社

③子会社の異動

ニプロメディカルケニア他、計2社について新たに設立したことにより、Genuity, LLCについては株式を追加取得したことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

なお、尼普洛医療器械貿易(上海)有限公司他、計3社については清算終了により、ニプロESファーマ(株)については連結子会社であるニプロファーマ(株)を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度から連結の範囲から除外しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、医療機器、医薬品および医療用硝子製品等の製造販売を主な事業とし、そのほかこれに付帯する事業も営んでおります。

(8) 主要な営業所および工場

①当社の主要な事業所等

本	店	大阪府摂津市
支	店・営業所	札幌市、青森市、秋田市、盛岡市、仙台市、郡山市、新潟市、松本市、水戸市、さいたま市、千葉市、 東京都文京区、立川市、横浜市、静岡市、名古屋市、金沢市、岐阜市、京都市、吹田市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、高松市、大野城市、熊本市、鹿児島市
工	場	大館工場(秋田県大館市)、愛知工場(愛知県瀬戸市)、 びわこ工場(滋賀県草津市)、東京C P F (東京都羽村市)、 札幌C P F (北海道札幌市)
研	究 所	ニプロクリエイティブイノベーションセンター(滋賀県草津市)、 医薬品研究所(埼玉県春日部市、滋賀県草津市)、 生産技術センター(滋賀県草津市)、再生医療研究所(北海道札幌市)

②主要な子会社の事業所

国	内	ニプロ医工(株)(群馬県館林市)、 ニプロファーマ(株)(大阪府摂津市)、 全星薬品工業(株)(大阪府大阪市)、 (株)グッドマン(愛知県名古屋市)
海外	ア メ リ カ	ニプロメディカルコーポレーション インフラレデックス, Inc. アバンテックヴァスキュラーコーポレーション ニプロファーマパッケージングアメリカス Corp.
	ベ ル ギ ー	ニプロメディカルヨーロッパ N.V.
	フ ラ ン ス	ニプロファーマパッケージングフランス S.A.S.
	ド イ ツ	ニプロファーマパッケージングジャーマニー GmbH
	中 国	尼普洛貿易(上海)有限公司、 尼普洛医療器械(合肥)有限公司、 尼普洛(中国)投資有限公司
	タ イ	ニプロタイランドコーポレーション
	ベ ト ナ ム	ニプロベトナムカンパニーリミテッド ニプロファーマ・ベトナム・リミテッド
	イ ン ド	ニプロインドシアコーポレーション Private Limited
	インドネシア	PT. ニプロインドネシア JAYA
	シンガポール	ニプロアジア Pte Ltd.

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

区分	国内	海外	合計（前期末比増減）
従業員数	10,327名	28,266名	38,593名（575名減）

②当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
4,714名（151名増）	40.84歳	13.30年

（注）上記のほか、パートタイマー255名（1日8時間換算による期中平均雇用人数）が在籍しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	57,527百万円
農林中央金庫	25,276百万円
株式会社三井住友銀行	18,431百万円

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益還元を重要な経営施策の一つと位置付け、株主の皆さまに配当しております。長期的な視野に立って開発・生産・販売部門の基礎強化を図り、収益性向上と安定生産に努めるとともに業績にスライドした合理的な利益配分システムを指向しております。

また剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本としております。これらの配当決定機関は中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

上記の剰余金の配当の決定に関する基本方針を踏まえ、当期の剰余金の配当につきましては、2025年9月30日を基準日とする中間配当金は、一株当たり10円をお支払いいたしました。2026年3月31日を基準日とする期末配当金は一株当たり19円をお支払いすることといたしました。これにより通期での剰余金配当は一株につき29円となります。

当期にかかる剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議	基準日	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当金（円）
2025年11月10日 取締役会	2025年9月30日	1,636	10.00
2026年 5月12日 取締役会	2026年3月31日	3,110	19.00

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 171,459,479株（自己株式7,764,497株を含む）
- (3) 株主数 49,669名（前期末比6,985名減）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	17,508	10.70
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	12,334	7.53
日本電気硝子株式会社	8,500	5.19
BNY GCM CLIENT ACCOUNT J P R D A C I S G (F E - A C)	6,018	3.68
MACQUARIE FINANCIAL LIMITED	5,086	3.11
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	4,341	2.65
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	4,001	2.44
み ず ほ 証 券 株 式 会 社	3,393	2.07
ニ プ ロ 従 業 員 持 株 会	2,631	1.61
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2,580	1.58

(注) 当社は自己株式7,764,497株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

【ご参考】政策保有株式に関する方針（2026年3月31日現在）

①当社の政策保有株式の方針

当社は、当社グループの属する医療機器・医薬品関連産業においては、企業の事業継続と安定的な成長が人々の生命・健康の保持に必須の課題であり、原材料の調達先のみならず供給先における経営の安定および事業継続、ならびに緊密な取引関係の維持が、当社グループの円滑な事業継続に必要不可欠であると認識し、当社の企業価値の向上に資すると認められる相手先については、合理的な範囲内で株式を政策的に保有することを方針としております。なお、毎年、取締役会において個別の政策保有株式について、保有目的の適否、保有に伴う便益やリスクと資本の効率性を具体的に精査し、保有の適否を検証するものとし、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っていないと考えられる場合には、保有先企業と十分な対話を経たうえで、処分・縮減を進めることとしております。

②当社の政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および保有先企業の経営、事業の安定化に資するか否かを基準に、保有先企業の株主総会における議決権の行使その他の株主権を行使することとしております。

③政策保有株主から売却の意向が示された場合の対応方針

当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している会社から、当該株式の売却等の意向が示された場合であっても、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げません。また、当社の株式の取得を取引の継続もしくは強化の引き換え条件とはしません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

社 債 の 発 行 日	2021年9月27日
社 債 の 残 高	30,000百万円
社債に付された新株予約権の総数	3,000個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 お よ び 数	普通株式20,979,020株
行 使 期 間	2021年10月11日から2026年9月11日まで
行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,430円

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
※ 取締役会長	佐 野 嘉 彦	
※ 取締役社長	山 崎 剛 司	
専務取締役	余 語 岳 仁	最高財務責任者
常務取締役	箕 浦 公 人	バリューエンジニアリング統括兼グループDX企画室長兼新規事業開発本部長
常務取締役	西 田 健 一	医薬事業部長兼再生医療事業部担当常務兼ニプロファーマ代表取締役社長
常務取締役	大 山 靖	バスキュラー事業部長
取締役	中 村 秀 人	総務人事本部長
取締役	宮 住 悟 一	国際事業部長
取締役	貞 廣 衝	国際事業部商品開発・技術営業統括本部長 兼 国際商品開発・技術営業本部長兼新規商品開発・技術営業部長兼透析・血液浄化商品開発・技術営業部長兼国内事業部 商品開発・技術営業統括本部長
取締役	二 階 堂 拓	国内事業部長
取締役	西 迫 英 之	ファーマパッケージング事業部長
取締役	米 田 淳	生産技術センター所長
取締役	田 中 良 子	株式会社メディ・ホープ代表取締役社長
取締役	嶋 森 好 子	
取締役	服 部 利 昭	
取締役	吉 森 俊 和	
取締役	今 泉 泰 彦	日本精線株式会社社外取締役 株式会社構造計画研究所ホールディングス社外取締役
取締役	串 田 ゆ か	株式会社J.みらいメディカル代表取締役社長 株式会社サクラクリニカルリサーチ代表取締役社長 株式会社レオニス代表取締役会長
常勤監査役	野 宮 孝 之	
常勤監査役	森 本 利 信	
監査役	柳ヶ瀬 繁	
監査役	秋 國 仁 孝	

(注) 1. ※印は代表取締役であります。

2. 取締役田中良子氏、嶋森好子氏、服部利昭氏、吉森俊和氏、今泉泰彦氏および串田ゆか氏は、社外取締役であります。

3. 監査役柳ヶ瀬繁氏および秋國仁孝氏は、社外監査役であります。

4. 取締役田中良子氏、嶋森好子氏、服部利昭氏、吉森俊和氏、今泉泰彦氏、串田ゆか氏および監査役柳ヶ瀬繁氏、秋國仁孝氏の8氏を、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の内容の概要は以下のとおりです。

①被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役および重要な使用人。

②保険契約の内容の概要

当該保険は、被保険者がその職務の執行に関し、行った行為（不作為を含みます。）に起因して、株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求を受けた場合において、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等を填補するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や故意的による違法行為に起因する損害について等は免責事由としております。なお保険料は全額当社が負担しています。

(4) 当事業年度中の取締役および監査役の異動等

①就任

2025年6月26日開催の第72期定時株主総会において、宮住悟一氏、貞廣衝氏、二階堂拓氏、西迫英之氏および米田淳氏が取締役に、森本利信氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。

②退任

氏名	退任時の会社における地位	退任日および理由
吉岡 清貴	専務取締役	2025年6月26日退任
増田 利明	常務取締役	2025年6月26日退任
小林 京悦	常務取締役	2025年6月26日退任
佐野 一彦	常務取締役	2025年6月26日退任
芳田 豊司	取締役	2025年6月26日退任

③当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

イ. 当事業年度中の取締役の地位・担当および重要な兼職の異動状況

氏名	新	旧	異動年月日
佐 野 嘉 彦	代表取締役会長	代表取締役社長	2025年6月26日
山 崎 剛 司	代表取締役社長	専務取締役国際事業統括国際事業部長兼ファーマパッケージング事業部担当専務	2025年6月26日
余 語 岳 仁	専務取締役最高財務責任者	専務取締役管理統括経営企画本部長	2025年6月26日
箕 浦 公 人	常務取締役バリューエンジニアリング統括兼再生医療事業部担当常務兼グループDX企画室長兼新規事業開発本部長	常務取締役再生医療事業部長兼事業推進本部長兼事業管理本部長兼新規事業開発本部長	2025年6月26日
	常務取締役バリューエンジニアリング統括兼グループDX企画室長兼新規事業開発本部長	常務取締役バリューエンジニアリング統括兼再生医療事業部担当常務兼グループDX企画室長兼新規事業開発本部長	2025年10月16日
西 田 健 一	常務取締役医薬事業部長兼ニプロファーマ株式会社代表取締役社長	常務取締役医薬事業部長兼医薬生産統括本部長兼ニプロファーマ株式会社代表取締役社長	2025年9月1日
	常務取締役医薬事業部長兼再生医療事業部担当常務兼ニプロファーマ株式会社代表取締役社長	常務取締役医薬事業部長兼ニプロファーマ株式会社代表取締役社長	2025年10月16日
大 山 靖	常務取締役バスキュラー事業部長兼株式会社グッドマン取締役	常務取締役バスキュラー事業部長兼株式会社グッドマン（現ニプロバスキュラー株式会社）代表取締役社長	2025年4月1日

氏名	新	旧	異動年月日
中 村 秀 人	取締役総務人事本部長	取締役総務人事本部長兼ガバナンス統括本部長	2025年6月26日
米 田 淳	取締役生産技術センター所長	取締役生産技術センター所長兼業務部部长	2026年1月5日
田 中 良 子	筆頭社外取締役	筆頭社外取締役兼ニプロファーマ株式会社社外取締役	2025年5月21日

□. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位および担当の異動
(2026年5月1日時点)

氏名	新	旧	異動年月日
大 山 靖	常務取締役グローバルイノベーション統括本部長兼バスキュラー事業担当常務	常務取締役バスキュラー事業部長兼株式会社グッドマン取締役	2026年4月1日
箕 浦 公 人	常務取締役バリューエンジニアリング統括兼グループDX企画室長	常務取締役バリューエンジニアリング統括兼グループDX企画室長兼新規事業開発本部長	2026年5月1日
西 田 健 一	常務取締役医薬事業部長兼再生医療事業部担当常務兼ニプロファーマ株式会社取締役	常務取締役医薬事業部長兼再生医療事業部担当常務兼ニプロファーマ株式会社代表取締役社長	2026年4月22日
	常務取締役兼ニプロファーマ株式会社取締役	常務取締役医薬事業部長兼再生医療事業部担当常務兼ニプロファーマ株式会社取締役	2026年4月28日

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は「役員報酬規程」において役位等に対して支給する基本報酬と、毎期の業績の達成度合いによって変動する業績連動報酬、「役員退職慰労金内規」において役位等に対して支給する退職慰労金で構成しています。なお、「役員報酬規程」および「役員退職慰労金内規」は取締役会決議を経て制定されています。取締役の報酬の決定過程においては、取締役会は、株主総会で決議された範囲内で、「役員報酬規程」に基づき、業績の達成度合いを勘案して取締役の報酬総額を審議・決定しています。また、より自社株式を意識した経営参画を可能とする業績連動型株式報酬制度も導入しています。取締役会は役員報酬の決定に関する手続きの透明性・客観性向上のため、任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しており、同委員会は委員の過半数が社外取締役で構成され、社外取締役田中良子氏が委員長を務めています。取締役の報酬等は、同委員会の答申内容を踏まえて、取締役会で定める一定の基準に基づき決定しています。基本報酬については役位に応じて他社水準、当社の従業員給与の水準を総合的に勘案し、業績連動報酬については業績連動報酬に係る業績評価の指標としてROE(自己資本利益率)を採用し、ROEに連動した金額を役員総報酬限度額の範囲内で支給しています。なお、当該業績指標を選定した理由は、各職責を踏まえた個々の基本報酬および企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ報酬が当社グループの業績や株主利益と連動性があり、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために最も適切な指標であると判断したからです。業績連動報酬等の額の算定方法は、連結ROEを使用しており、当事業年度の実績値は5.1%となりました。退職慰労金については、株主総会で承認される上限額の範囲内で、「役員退職慰労金内規」に基づき取締役会が決定しています。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2010年6月25日開催の第57期定時株主総会において年額800百万円以内と決議しています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は29名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第67期定時株主総会において、評価ROEが8%を超えた場合、所定の業績連動報酬で分配する原資の一部を非金銭報酬等である自社株式にて3事業年度1,100百万円を上限として支給する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(= Board Benefit Trust))」を導入することを決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は26名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2025年6月26日開催の第72期定時株主総会において年額80百万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社全体の事業・業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると考えことから、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長山崎剛司氏に委任し、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しています。その権限の内容は、株主総会が決定する報酬年額の限度額内において、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としています。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、また、取締役等の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として指名報酬委員会を設置しており、取締役会の諮問に基づき、個人別の報酬等の内容を含む報酬全般について審議を行い、審議の過程および結果を取締役に報告・答申する等の措置を講じており、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役	23名	333百万円	287百万円	46百万円	—
(うち社外取締役)	(6名)	(61百万円)	(61百万円)	(—)	(—)
監 査 役	4名	44百万円	44百万円	—	—
(うち社外監査役)	(2名)	(19百万円)	(19百万円)	(—)	(—)
計	27名	377百万円	331百万円	46百万円	—
(うち社外役員)	(8名)	(81百万円)	(81百万円)	(—)	(—)

- (注) 1. 上記支給人員には、2025年6月26日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名を含んでおります。
2. 取締役の基本報酬は、役員退職慰労引当金繰入額28百万円および当社子会社から受けた役員としての報酬30百万円を含めております。
3. 取締役および監査役の報酬限度額
- ・取締役：2010年6月25日開催の第57期定時株主総会で決議された年額 800百万円
 - ・監査役：2025年6月26日開催の第72期定時株主総会で決議された年額 80百万円
4. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含めておりません。

(6) 社外役員に関する事項

①取締役

イ. 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

社外取締役の田中良子氏は、株式会社メディ・ホープの代表取締役社長であります。同社と当社との間には特別の関係はありません。

社外取締役の串田ゆか氏は、株式会社J.みらいメディカルの代表取締役社長、株式会社サクラクリニカルリサーチの代表取締役社長および株式会社レオニスの代表取締役会長であります。いずれも当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況

社外取締役の今泉泰彦氏は、日本精線株式会社の社外取締役および株式会社構造計画研究所ホールディングスの社外取締役であります。各社と当社との間には特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度中における主な活動状況

社外取締役の田中良子氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、病院における薬局長、薬剤部長としての豊富な知識・経験および経営者としての幅広い知見に基づく適切な発言、助言を行うなど取締役の職務執行を常にモニタリングしています。

また、嶋森好子氏は当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、病院におけ

る看護師、大学教授としての豊富な知識・経験に基づく適切な発言、助言を行うなど取締役の職務執行を常にモニタリングしております。服部利昭氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、金融機関および上場会社の総務部門・経理部門の要職で培った知識・経験および経営者としての幅広い知見に基づく適切な発言、助言を行うなど取締役の職務執行を常にモニタリングしています。さらに、3名とも、指名報酬委員会において取締役等の個人別の報酬額、報酬水準の妥当性の検証など取締役の報酬制度について審議を行い、取締役会に報告・答申する等主導的役割を果たしました。吉森俊和氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、金融機関および上場会社の事業部門・経理部門・システム部門の要職ならびに厚生労働省の諮問機関で培った知見に基づく適切な発言を行い、経営者としての幅広い知識・経験に基づき助言を行うなど取締役の職務執行を常にモニタリングしております。今泉泰彦氏は、当事業年度に開催された取締役会12回に出席し、金融機関における業務および要職で培った知見ならびに経営者としての豊富な知識・経験に基づく適切な発言、助言を行うなど取締役の職務執行を常にモニタリングしております。串田ゆか氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、医療従事者としての視点および調剤薬局グループの経営で培った見識、豊富な経験に基づく適切な発言、助言を行うなど取締役の職務執行を常にモニタリングしております。

②監査役

イ. 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度中における主な活動状況

社外監査役の柳ヶ瀬繁氏および秋國仁孝氏は当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、適切な発言、助言を行うなど取締役の職務執行を常にモニタリングしております。また、両名とも、当事業年度に開催された監査役会12回のすべてに出席し、議案の審議等において必要に応じ適宜発言するほか、会計監査人、子会社監査役とも連携し子会社その他の事業所においても積極的な監査を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

海南監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	81百万円
②当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	117百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、社債発行に係るコンフォートレター作成業務を委託し、対価0百万円を支払っています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

連結計算書類

連結貸借対照表(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
【 資 産 の 部 】	
流 動 資 産	594,832
現金及び預金	97,835
受取手形及び売掛金	175,740
契 約 資 産	18
商 品 及 び 製 品	182,044
仕 掛 品	22,563
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	59,369
そ の 他	64,985
貸 倒 引 当 金	△7,726
固 定 資 産	618,458
有 形 固 定 資 産	502,566
建 物 及 び 構 築 物	192,426
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	136,147
土 地	41,207
リ ー ス 資 産	21,760
建 設 仮 勘 定	78,960
そ の 他	32,064
無 形 固 定 資 産	51,709
の れ ん	32,296
リ ー ス 資 産	1,452
そ の 他	17,960
投 資 其 他 の 資 産	64,183
投 資 有 価 証 券	18,902
退 職 給 付 に 係 る 資 産	5,314
繰 延 税 金 資 産	17,175
そ の 他	29,183
貸 倒 引 当 金	△6,392
資 産 合 計	1,213,290

科 目	金 額
【 負 債 の 部 】	
流 動 負 債	428,537
支 払 手 形 及 び 買 掛 金	85,345
短 期 借 入 金	186,007
コマーシャル・ペーパー	10,000
1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	1,000
1 年 内 償 還 予 定 の 転 換 社 債	
型 新 株 予 約 権 付 社 債	30,030
リ ー ス 債 務	5,039
未 払 金	30,511
未 払 法 人 税 等	13,220
契 約 負 債	2,332
賞 与 引 当 金	14,754
設 備 関 係 支 払 手 形	2,745
そ の 他	47,550
固 定 負 債	449,980
社 債	103,252
長 期 借 入 金	279,399
リ ー ス 債 務	23,579
繰 延 税 金 負 債	1,713
退 職 給 付 に 係 る 負 債	8,434
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	616
訴 訟 損 失 引 当 金	313
そ の 他	32,671
負 債 合 計	878,518
【 純 資 産 の 部 】	
株 主 資 本	188,445
資 本 金	84,397
利 益 剰 余 金	114,797
自 己 株 式	△10,749
其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	85,671
其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,336
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	122
為 替 換 算 調 整 勘 定	76,718
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	3,494
非 支 配 株 主 持 分	60,655
純 資 産 合 計	334,772
負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,213,290

連結損益計算書(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
売上 販売 営業 											

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
【 資 産 の 部 】	
流 動 資 産	289,397
現 金 及 び 預 金	17,527
受 取 手 形	765
電 子 記 録 債 権	10,979
売 掛 金	134,043
契 約 資 産	2,769
商 品 及 び 製 品	86,296
仕 掛 品	3,871
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	12,033
前 払 費 用	1,857
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	16,808
そ の 他	13,649
貸 倒 引 当 金	△11,204
固 定 資 産	555,233
有 形 固 定 資 産	129,393
建 物	51,756
構 築 物	1,910
機 械 及 び 装 置	25,418
車 両 運 搬 具	15
工 具 、 器 具 及 び 備 品	2,404
土 地	13,659
リ ー ス 資 産	12,845
建 設 仮 勘 定	21,382
無 形 固 定 資 産	4,835
ソ フ ト ウ ェ ア	2,484
リ ー ス 資 産	1,343
そ の 他	1,007
投 資 そ の 他 の 資 産	421,004
投 資 有 価 証 券	11,215
関 係 会 社 株 式	326,801
関 係 会 社 出 資 金	56,893
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	6,738
長 期 前 払 費 用	14,699
繰 延 税 金 資 産	2,319
そ の 他	2,831
貸 倒 引 当 金	△496
資 産 合 計	844,631

科 目	金 額
【 負 債 の 部 】	
流 動 負 債	264,662
支 払 手 形	24
電 子 記 録 債 務	15,643
買 掛 金	67,429
関 係 会 社 短 期 借 入 金	22,686
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	51,682
1 年 内 返 済 予 定 の 借 入 金	9,081
関 係 会 社 長 期 借 入 金	10,000
コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	30,030
1 年 内 償 還 予 定 の 転 換 社 債 型	1,878
新 株 予 約 権 付 社 債	26,442
リ ー ス 債 務 金 用	2,693
未 払 費 用	6,672
未 払 法 人 税 等	212
契 約 負 債 金	200
預 賞 与 引 当 金	6,148
償 務 保 証 損 失 引 当 金	500
そ の 他	13,335
固 定 負 債	372,011
社 債	102,000
長 期 借 入 金	206,998
関 係 会 社 長 期 借 入 金	20,000
リ ー ス 債 務 金	16,883
退 職 給 付 引 当 金	2,299
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	458
そ の 他	23,371
負 債 合 計	636,673
【 純 資 産 の 部 】	
株 主 資 本	203,168
資 本 金	84,397
資 本 剰 余 金	635
資 本 準 備 金	635
利 益 剰 余 金	128,885
利 益 準 備 金	7,377
そ の 他 利 益 剰 余 金	121,507
配 当 積 立 金	16
別 途 積 立 金	82,735
繰 越 利 益 剰 余 金	38,756
自 己 株 式	△10,749
評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,789
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,789
純 資 産 合 計	207,958
負 債 ・ 純 資 産 合 計	844,631

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目						金 額	
売上	高						414,702
売上	価						323,597
売上	利						91,104
販売費及び一般管理費	費						75,996
営業外収益	益						15,107
受取配当	利					701	
受取替	当					2,362	
受取の	差					5,018	
営業外費用	用					1,261	9,344
支払債	利					3,883	
支払の	利					1,950	
支払の	利					2,993	8,827
特別利益	益						15,624
固定資産売却益	却					4,149	
投資有価証券売却益	却					371	
投資有価証券の	他					142	4,663
特別損失	失						
固定資産除却損	却					18	
投資有価証券評価費	費					145	
製品補償費	費					404	
廃棄物処理費	費					186	
債務保証損失引当金繰入	入					171	
繰入の	他					33	959
税引前当期純利益	益						19,328
法人税、住民税及び事業税	税					7,408	
法人税等調整額	額					△1,546	5,861
当期純利益	益						13,467

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

ニプロ株式会社
取締役会 御中

海 南 監 査 法 人

大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 石 原 美 保
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 須 賀 高 典
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 船 城 公 教
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニプロ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニプロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

ニプロ株式会社
取締役会 御中

海 南 監 査 法 人
大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 石 原 美 保
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 須 賀 高 典
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 船 城 公 教
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニプロ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起する

こと、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

ニプロ株式会社 監査役会

常勤監査役 野 宮 孝 之 ㊟

常勤監査役 森 本 利 信 ㊟

監 査 役 柳 ケ 瀬 繁 ㊟

監 査 役 秋 國 仁 孝 ㊟

(注) 柳ヶ瀬繁及び秋國仁孝は、いずれも会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	単元株式数	100株
株主確定のための基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日	公告方法	電子公告 https://www.nipro.co.jp/ 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

株主優待制度

保有株式数	継続保有期間	優待品 (JCBギフトカード)	基準日	発送時期	保有株式数	継続保有期間	優待品 (JCBギフトカード)	基準日	発送時期
1,000株以上	5年以上	15,000円分	毎年 3月31日	基準日の 属する年の 6月下旬	500～ 999株	1年以上	2,000円分	毎年 3月31日	基準日の 属する年の 6月下旬
	3年以上 5年未満	10,000円分				1年未満	なし		
	1年以上 3年未満	5,000円分			300～ 499株	1年以上	1,000円分		
	1年未満	なし				1年未満	なし		

- (注) 1. 株主優待の対象となる株主さまは、基準日現在において300株以上を1年以上保有する株主さまで、上欄の各区分の保有株式数に応じて、継続保有期間(後記2. 記載)中のいずれの時点においても、同一株主番号で各区分の最小株式数(300株、500株または1,000株)を下回ることなく保有していることが当社株主名簿により確認できる株主さまとします。
2. 「継続保有期間」とは、上欄の各区分に該当する株式を取得したことが株主名簿に記載または記録された日から各基準日(毎年3月31日)まで同区分に該当する株式を同一株主番号により継続して保有した期間をいいます。なお、継続保有期間中に株式を追加取得したことにより、基準日における区分が異なることになった場合、例えば、300株を5年以上保有し、1,000株に買い増したときは、基準日における区分(1,000株以上)の継続保有期間は1年未満となりますが、元の300株を1年以上保有していますので、優待品は1,000円分を贈呈します。また、継続保有期間中に株式を一部売却したことにより、基準日における区分が異なることになった場合、例えば、1,000株を5年以上保有し、500株売却したときは、基準日における区分(500～999株)の継続保有期間は1年未満となりますが、500株については1年以上保有していますので、優待品は2,000円分を贈呈します。
3. その他注意事項
- (1) 証券会社の変更や住所等の登録内容の一部変更をされる場合、証券保管振替機構による名寄せ処理システムにより、異なる株主番号が付される可能性があります。
- (2) 相続、贈与、株主名簿からの除籍等により株主番号が変更になった場合は、その直後の基準日から起算します。
- (3) 保有株式の一部につき、信託設定、貸し株、NISA(少額投資非課税制度)口座への移管等がなされ、同一株主番号でなくなった場合は、それぞれの株主番号の名義ごとに継続保有期間および株式数を確認します。
- (4) 優待品は、毎年の定時株主総会終了後、お送りします。到着した際は、優待品の封入にご注意ください。万一、優待品が封入されていない場合は到着した封筒を廃棄せずに当社まで到着後2週間以内にお問い合わせください。なお、郵便事情により優待品の到着が遅れる場合があります。

株主名簿管理人 〒100-8241 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社		
同事務取扱場所 〒100-8241 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部		
	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く 9:00~17:00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株式配当金 受取り方法の変更等)		みずほ信託銀行 本店および全国各支店* ※トラストラウンジではお取扱できませんのでご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行*およびみずほ銀行の本店および全国各支店 ※トラストラウンジではお取扱できませんのでご了承ください。	
ご 注 意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

株式に関する『マイナンバー制度』のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続きで必要となります。このため、株主さまから、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

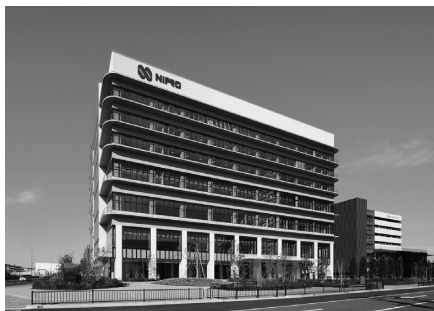
株式関係業務におけるマイナンバーの利用

法令に定められたとおり、支払調書には株主さまのマイナンバーを記載し、税務署へ提出します。

マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先	
●証券口座にて株式を管理されている株主さま お取引の証券会社等までお問い合わせください。	●証券会社とのお取引がない株主さま 下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 フリーダイヤル 0120-84-0178 (土・日・祝日を除く9:00~17:00)

株主総会会場ご案内図

〒566-8510
大阪府摂津市千里丘新町3番26号
ニプロ株式会社
本社 1階ホール



お問い合わせ先

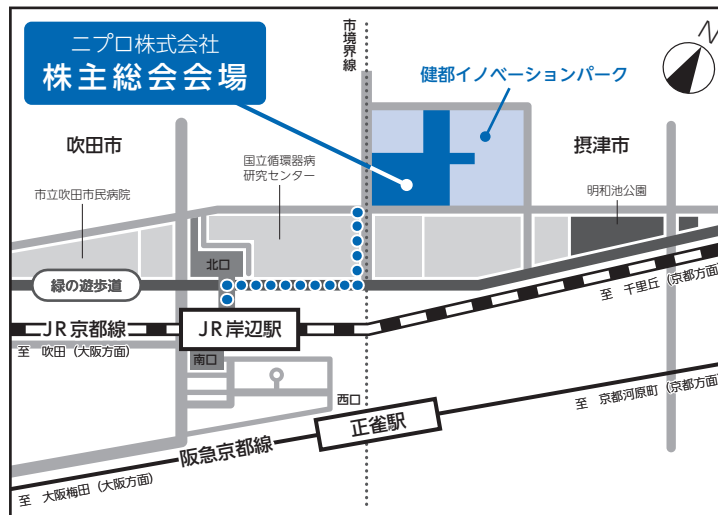
ニプロ株式会社総務人事本部

TEL 06-6310-6910

- インターネットによる同時中継についての問い合わせ

TEL 0120-41-0609 (株主総会
当日 午前9時～午後0時のみ)

- 映像関係以外のお問い合わせ
みずほ信託銀行証券代行部
フリーダイヤル 0120-288-324



アクセス

「JR京都線岸辺駅」北口より徒歩約8分

「阪急京都線正雀駅」西口より徒歩約16分

- ▶ 大阪駅からJR京都線普通で岸辺駅まで約12分
- ▶ 京都駅からJR京都線新快速・普通（高槻駅で乗換え）で岸辺駅まで約30分

ご注意

総会会場敷地内は、駐車・駐輪ができません。

お車・二輪車等でご来訪の際は、外部の有料駐車場・駐輪場をご利用ください。

(係員の誘導はございませんのでご注意ください。)

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。

